

改 正 案	現 行
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 人事・恩給局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>二 退職手当・恩給審査会の庶務（退職手当分科会に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、人事・恩給局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 人事・恩給局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>二 恩給審査会の庶務に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、人事・恩給局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>